

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

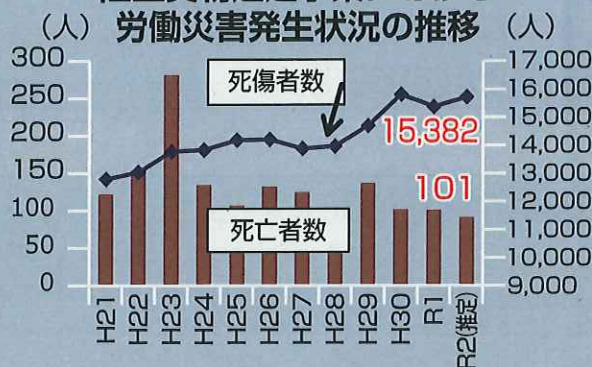
陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。

陸上貨物運送事業における

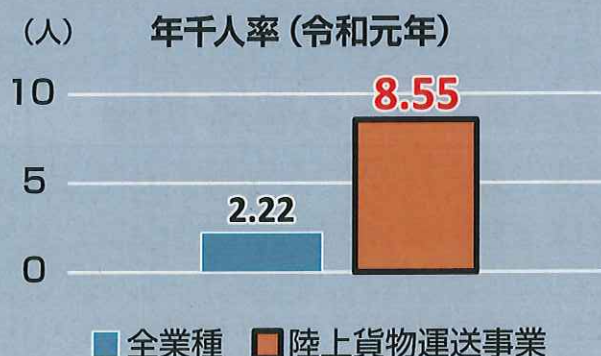
労働災害発生状況の推移



出典:労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

発生率が他業種の4倍

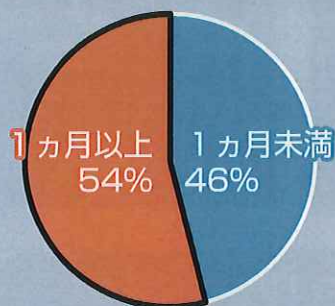
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.55人で、全産業平均2.22人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落(転落)など、重篤な災害が多く発生しています。

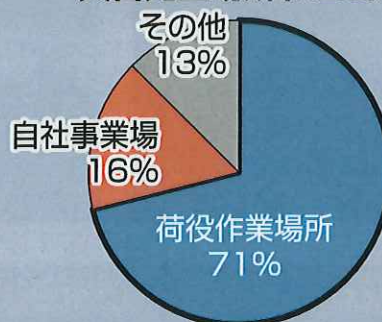
休業見込み日数(令和2年12月速報)



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所(H28)



災害防止のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

荷役作業の安全対策重点ポイント

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- ・荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保すること
- ・十分な明るさで作業すること
- ・着時刻の分散など混雑緩和の工夫を行うこと
- ・荷や資機材の整理整頓を図ること
- ・風や雨が当たらない場所で作業すること

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- ・墜落や転落を防ぐ対策を図ること
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- ・つまずきやすい、滑りやすい場所の対策を図ること
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- ・人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用すること

③ 陸運事業者との連絡・調整

- ・荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知すること
- ・荷役作業の書面契約を行うこと
- ・配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にすること
- ・安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定すること

現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)



墜落・転落防止:昇降台の導入



墜落・転落防止:三点支持の徹底



腰痛・転倒防止:準備体操の実施



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



長時間労働の解消等のためには、

荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。

※詳細は国土交通省リーフレットを参照



※違反原因行為の例

荷待ち時間の恒常的な発生 荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生 ⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ 	非合理的到着時刻の設定 3時までに届けてほしいと指定する荷主が多い 適切な運行では間に合わない到着時間の指定 ⇒最高速度違反を招くおそれ 	重量違反等となるような依頼 積込み直前に貨物量を増やすよう指示 ⇒過積載運行を招くおそれ
--	--	---

安全作業連絡書(例)

発 地		着 地			
積込作業月日	月 日()	取卸作業月日	月 日()		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外		
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル		1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル		
	3. その他()		3. その他()		
積荷	品 名				
	(危険・有害性)	有・無 ()			
	数 量				
	総 重 量	kg (kg/個)			
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他()			
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数	名		作業者数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他()		使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他()
免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()

その他特記事項 ※作業時には安全靴、保護帽を着用のこと

安全な積降し作業のために

地面の整備、
整理・整頓を。

荷台上ではフォークリフト
運転者から見える位置に。

作業はできるだけ
地上から。

シートは力ずくで
引っ張らない。

シートは引っかかった
場所へ行って直す。

引っ張る場合は、反動を
予測して作業する。



保護帽(ヘルメット)を
必ず着用。

荷台上では背を荷台
内側に。

荷物の上はできるだけ
移動しない。

アオリに足をかけて
作業をしない。アオリ
は固定。

<参考>ガイドラインや取組例は、下記をご覧ください!

厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月)」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/170807.pdf>

荷役災害防止設備等の事例集(陸上貨物運送事業労働災害防止協会(平成26・27年度委託事業))
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/H26_niyaku_jireisyu.pdf

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署(令和元年))
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000583798.pdf>

荷主等における荷役災害防止対策の好事例(平成27年度厚生労働省委託事業)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000123262.pdf>

○ 昇降、作業場所を安全に



<昇降設備、作業足場等の設置>
① 荷台への昇降は、昇降設備、踏み台等を使用する。
② 荷や荷台、運転席への昇降(乗降)は、手足の三点確保を実行する。

○ 保護具等を着実に

<保護具の使用>
① 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用する。
② 保護帽は墜落時保護用を着用する。
③ 滑りやすい場合は、耐滑性のある靴(Fマーク)を使用する。

荷主等(荷主、配送先、元請事業者)の皆様、チェックリストをご活用ください

荷の積み卸し作業(荷役作業)中に、労働者(陸運事業者のドライバーなど)の労働災害が多く発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、このチェックリストを活用して荷役作業場所を点検し、①作業場所の改善、②作業員への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積み卸し作業(荷役作業)は		・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと(運送引受書の発送)。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書(裏面参照)を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか		
	②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
	③複数人での作業の場合、作業指揮者の下で作業をしているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積み卸し作業に		・使用する機械、用具等は、検査、点検等により異常がないものとする。
	①フォークリフト、クレーンは有資格者が作業しているか		
	②ロールボックスパレット(かご車)、台車に不具合はないか		
荷役作業を行う場所について(その1:基本的事項(転倒防止の対策を含む。))	荷の積み卸し作業を行う場所は		・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
	①通行人が作業場所に立ち入ることはないか		
	②作業に必要な十分な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか		
	④作業環境は適切か(適切な照度の保持、防風雨)		
	⑤死角部分が無い		
荷役作業を行う場所について(その2:特に墜落防止のための設備対策)	トラックの荷台からの墜落防止のために		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
	③墜落制止用器具(安全带)の取付設備はあるか		
	④荷台への昇降設備(昇降装置、踏台など)を用意してあるか		
作業員の服装について	荷の積み卸し作業を行う者は		・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、耐滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで運動性が高い)のある安全靴
	①保護帽を着用しているか		
	②安全靴を着用しているか		
	③手袋を着用しているか		
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に		・三点確保：手足の4点のどれかを動かすときに残り3点で確保すること。
	①昇降設備(手すり付き)を用いているか		
	②三点確保を実行しているか		
荷台での作業方法について	荷台での作業時に		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③適切な墜落制止用器具(安全带)を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
	⑥荷台上の作業員が、フォークリフトや荷に挟まれないか		